## 赤ちゃんのお誕生 おめでとうございます♪

江津市役所での手続きの流れをご案内します。

# ●市民生活課で出生届の提出

江港BPR4+209-

<sup>江津市PRキャラクター</sup> 人麻呂くん♥よさみ姫

必要なもの:□ 母子健康手帳

※後日「個人番号通知書」が簡易書留で郵送されますので、必ずお受け取りください。 当日お子さんの個人番号が必要な場合は、マイナンバー入りの住民票を取得してください。

# ②子育て支援課で予防接種券・児童手当などの手続き

必要なもの:□ 母子健康手帳

□ こっころカード

児童手当:□ 申請者の本人確認書類(個人番号カード、運転免許証等)

□ 申請者(養育者)の口座の分かるもの

□ 申請者(養育者)と配偶者の個人番号の分かるもの(個人番号カード等)

※その他、必要に応じて提出していただく書類があります。

#### \*児童手当について\*

出生日の翌日から 15 日以内に申請をしないと、<u>遅れた月分の手当を受けられなくなります!</u> 書類が揃っていなくても、すぐに申請をしてください。(足りない書類は後日提出をお願いします。) ※公務員の方は、勤務先で申請してください。

後日

## 3 保険証ができたら保険年金課で子ども医療の手続き

出生した日から満 18 歳となった日以後の最初の 3 月 31 日までの間、医療費の自己負担分を助成する、 資格証をお渡しします。※お子さんが国民健康保険に加入される場合、③の手続きも当日行えます。

必要なもの:□お子さんの健康保険証

□手続き前に医療費を支払っている場合はその領収書の原本

□受給資格者の口座の分かるもの

口印鑑

### お問い合わせ先

①・裏面について:市民生活課 市民係 TeL0855-52-7482 ①~⑧窓口(発券機をご利用ください) ②について:子育て支援課 子育て支援係 TeL0855-52-7487 ②・②窓口(直接窓口へお越しください) ③について:保険年金課 医療年金係 TeL0855-52-7483 ⑩・⑪窓口(発券機をご利用ください)

※上記の手続きは桜江支所でも可能です 桜江支所 Tel 0855-92-1211 (代表)

### 個人番号通知書について

個人番号通知書は住民のひとりひとりに 12 桁のマイナンバーを通知するものです。書面には「氏名」「生年月日」と「マイナンバー」等が記載されています。

<u>個人番号通知書は、住民票に登録されてから 2~3 週間後、地方公共団体情報システム機構から簡易書留で郵</u> 送されますので、必ずお受け取りをお願いします。

個人番号通知書を受け取る前にお子さんの個人番号が必要な場合は、マイナンバー入りの住民票を取得してください。

### 住民票コードについて

住民票コードとは、個人の住民票に付与されている 11 桁の数字です。

本日通知いたしました住民票コードは、住民基本台帳ネットワークシステムで利用されます。今後、行政機関への届出・申請の際に求められることがありますので、大切に保管してください。

#### 住民基本台帳ネットワークシステムとは

全国市町村の住民基本台帳コンピュータを専用回線で結び、市町村ごとに保有している住民票情報の中から、本人確認情報(氏名・生年月日・性別・住所・住民票コード・マイナンバーおよびこれらの変更情報)を各種行政機関へ提供することにより、全国共通の本人確認を可能にする制度です。

- ※地方公共団体共同のシステムであって、国が一元的に管理するシステムではありません。
- ※住民基本台帳ネットワークシステムで保有する情報(本人確認情報)は氏名・生年月日・性別・住所・住民票コード・マイナンバーおよびこれらの変更情報のみです。
- ※国の機関等へ本人確認情報を提供するのは、住民の住居関係の確認が必要な場合で法律に規定された事務のみです。
- ※番号をもとに国が個人のさまざまな情報を一元的に収集・管理する国民総背番号制とは全く異なります。



これにより

#### ①行政機関へ申請・届出を行う際、住民票の写しの添付の省略が可能となります。

住民基本台帳ネットワークシステムから行政機関へ本人確認情報を提供することにより、住民のみなさんが住民票の写しを取り に行ったり、証明を受けに行く負担が軽くなります。

※申請・届出の種類によって、住民票の写しの添付が省略となる時期が異なります。

#### ②「電子政府、電子自治体」の基盤となります。

住民基本台帳ネットワークシステムは常に最新で正確な本人確認情報を提供できるシステムとして、住民のみなさんがインターネットを通じて行政機関への申請・届出ができるようにするための必要不可欠な基盤となります。

### 住民票コードについての注意事項

- ◆住民票コードを民間業者が使用することは法律で禁止されているので、他人に知らせないでください。
- ◆住所や氏名が変わっても、住民票コードは変わりません。
- ◆住民票コードは本人からの請求により変更できます。ただし数字を指定することはできません。
- ◆もし住民票コード通知票を紛失した場合は、運転免許証や健康保険証などの本人確認書類を持参し、住民票コード入りの住民票を取得してください。